

平成31年度事業広域型特別養護老人ホーム整備事業者公募質問に対する回答

平成30年8月30日受付分

	質問	回答
1	<p>特養増床を計画しておりますが、平成31年度事業であるため、完成及び開設は平成31年度中に行わなければならないのか。</p> <p>工期が延び完成及び開設が平成32年度となる可能性がある場合はどのような手続きが必要か。</p>	<p>原則、平成31年度中に完成及び開設を行っていただくことになります。</p> <p>なお、選定された法人において、やむを得ず平成31年度中の完成及び開設が間に合わなくなる可能性がでてきた場合は、事前の協議により平成32年度中の完成及び開設が認められる場合があります。</p>